日薬連発第 319 号 2024 年 5 月 9 日

加盟団体殿

日本製薬団体連合会 (押印省略)

【周知のお願い】個人サンプリング法による作業環境測定及びその 結果の評価に関するガイドラインの一部改正について(依頼)

標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より、下記及 び別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお 願いいたします。

## 【「厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課」からの連絡文】

標記の件につきまして、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 8 号)及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示(令和 2 年厚生労働省告示第 18 号)が、令和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定したところです。

今般、作業環境測定基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第187号)が、令和6年4月10日に告示され、令和7年1月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部を別添1(新旧対照表)のとおり改正し、改正後のガイドラインは別添2のとおりとなります。

各団体におかれては、会員事業者に対し、ガイドラインの改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。